

1. 会合名	「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」(第8回) 議事要旨
2. 日 時	平成 27 年 3 月 20 日(水)午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
3. 議 案	○ 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について(議論取りまとめ)
4. 主な内容	<p>○ 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について(議論取りまとめ)</p> <p>顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について、事務局より資料に基づき説明が行われたのち、大要以下のような意見交換が行われた。</p> <p>(以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言)</p> <p>□ 資料について、なお書きの部分についてコメントしたい。</p> <p>この取扱いについて、いろいろな議論があったと思う。全員一致というのが一番望ましいわけであるが、そうでない場合には、多数に従うというのが会議のルールになっている。また、今回のこのワーキング・グループ(以下「本WG」という。)では、相当多数と少数が分かれている実態もある。そういう中でいうと、本来は全体の流れ、多数意見について記載し、特に少数意見は書かないというケースが多いのではないか。この「なお」を書くと、結局本WGとしての方向性を出したのかという、そういう意見も少なからず考えられるのでどうかというような考え方もあった。</p> <p>だが、ここはひとつ私の判断で、少人数とはいえ、当初から本件に対する強い御意見があったのは厳然たる事実であるので、ここにはきちっとその要旨は入れておこうということで、記載させていただいた。</p> <p>今後、自主規制会議等の場で、本WGにおいてどういう議論があったかということ報告させていただく際には、もちろんその少数意見についても詳しく報告はさせていただく所存である。従前でも自主規制会議に報告するときには、こういう根強い反対意見があるということは繰り返し申し上げているところであるが、今後もこれを具体的に審議をしていただく場、上部の会議体については、文書としてはこういうものが出ているが、委嘱のWGにおいてはこういう強い意見もあったと、当然付言すべきだと考えており、そのように取り扱わせていただこうと思っている。</p> <p>□ この資料の中で理解できない部分があり、その点について伺いたい。まず「手続」というところが「規則」となっているが、これがどうして規則という言葉になるのか理解できない。全体の多数の意見として「法令遵守に関する検証業務(以下「検証業務」という。)」に統一しようとしてあり、それに際していろいろな見直しを行うという話を書いてあるが、一体何を見直すのか。どこでどのように見直されるのか、非常に疑問であったので、事前に意見として出させていただいた。そうしたら、資料のところ、公認会計士協会の委員お二方の御意見が記載されており、そこでは、見直しが必要とは考えていないとの意見となっている。一方、事務局の考え方には、「公認会計士協会とも協議し」とあるが、一体何を協議するのか、それが私は非常に矛盾しているのではないかと思った</p>

次第である。具体的にどのように、どこでこの見直しを御検討されるのか、「どのように」というところを、もう少し記載されたほうがよいのではないかと考える。

それから、ぜひ一番御検討いただきたいのは、資料の「④ 財務諸表監査への取組み」であるが、これに関しては削除されるべきだろうと考える。資料において、事務局の考え方のところには、「十分に御議論いただきました」とあるが、決して議論はされていないと思う。少し触った程度、もしくは財務諸表監査というよりは、検証業務と財務諸表監査がどう違うのかという、円柱のグラフをお示しいただいて、解説、説明していただいたにすぎない。財務諸表監査と検証業務の関連性や関係、どのように相互補完しているかという話と、財務諸表と、例えば「合意された手続業務（以下「合意手続」という。）」についてどういうふうに関連しているのか、相関関係はどうなっているのかということが本WGにおいて一番大切であり、それを話し合ったならば、それは議論だと思うが、それは全く記憶にないし、実際にも議論はなかったと思う。

そういったことから、財務諸表監査について「御議論いただきました」というのは、不適切ではないかと思っている。本来、合意手続を検証業務に統一するという話で始まっているわけであるので、そこでは財務諸表監査というのは全く別の話ではないかと考える。検証業務へ統一することを前提とし、統一実現のための重要事項に財務諸表監査を挙げているわけであるが、これはそういうものではないと思う。

また、なお書きの部分の最後に、「反対意見が表明されたこと」と1行記載されているが、この部分について、1行目の「十分ではないか」というところが反対意見なのだと思うが、その次の「検討をすべき」、もしくは「市場全体の縮減」というところで、この「縮減」という言葉は引っかかる。主な意見等にも全く発言のない「縮減」という言葉があるが、これは単に意見ではないかと考える。特にこういう理由で反対するという旨の反対の意見ではなく、単に意見を述べられたということで、反対意見としては非常に軽い書き方になっているので、もう少し反対意見をきっちり書いていただければと考える。

□ 前回と今回の取りまとめの内容で、さほど大きな変化はない。本WGのメンバーでは少数かもしれないが、もしかして別の会議にすると、若干多数になる可能性もあるわけであり、この会議が不当なものであるということを言っているわけではないが、私達だけの本当の少数の意見ではない可能性が高いと思っている。

やはり半年も議論して、ずっと平行線であるので、両論併記をしていただくのが正しいのではないかと思う。例えば金融政策決定会合でも、ちゃんと反対意見について理由を述べて書いている。全国の証券会社に影響を及ぼす問題であるので、きちっと結論的には並べて書いた方がいいと思う。最後の反対意見が表明されている旨の付言の部分は書き方としてまだ弱いと考える。

■ まず、「その規則等に関し」というところであるが、自主規制規則に2種類の手続きが規定されているため、検証業務のみに修正する必要がある。ただ、それだけではなく、公認会計士協会が定める実務指針についても併せて見直し、自主規制の中でどこまでその内容を取り込み、また検証手続きに係る具体的な手続きに関しどういったところまで自主規制で整理すべきかということ、公認会計士協会と協議したいと考えている。

その後、成果物としてどういったものができ上がるかは、今後の協議次第であると思う。もちろんその折には、委員の皆様方に逐次御報告をさせていただく。また、非常に専門性の高い議論になってきて、業界の皆様のお知恵をお借りしなければならないということになれば、適宜ワーキングを設置し検討したり、分科会等での審議も必要になることもありうると考えている。

「④ 財務諸表監査への取組み」については、確かに議論は時間的に非常に短かったというのはおっしゃるとおりと思う。ただ、合意手続や検証手続、これに対する財務諸表監査の手続といったものに関しては、本WGにおいて公認会計士協会の委員の方から図解も含めて御説明があったかと思う。また、その中で、手続の差異、また共通部分について、御理解いただいたかと思う。本WG全般の議論に鑑みれば、合意手続及び検証業務の2つの手法に分かれている分別管理監査のあり方に関する議論が中心であったということは御指摘のとおりであるが、あわせて財務諸表監査についても、ある一定の方向性を打ち出すということもまた本WGの検討課題の1つである。書きぶりも将来的に受検することが望ましいということで、現時点において具体的に財務諸表監査のあり方を示唆するものではなく、あくまで金融商品取引業者としてのスタンスを本WGの提言において明らかにしたいという趣旨で、このような形で整理させていただいたものである。

□ 私もこの8回の会合の中で、正面から詳細に財務諸表監査のあり方について取り上げたことは、明確にはないと思っている。ただ、この外部監査のあり方と財務諸表監査はかなり重なっている部分があるということも間違いなく、一方だけ抜き出して議論することは、非常に難しいというところがあり、どうしても財務諸表監査にも言及せざるを得ないところがある。ここは、足元では結論は出さないけれども、将来的には財務諸表監査も受検することが望ましいということでこちらに記載させていただいている。

□ 第4回会合のとき、私は、「公認会計士協会実務指針では、検証業務の前提として『原則として金融商品取引業者が財務諸表監査を受けていること』とされているが、重要度からいえば、まず財務諸表監査が主であって、それに検証業務が付随するというイメージなのか」と質問した。そうしたら、専門家の立場として、「制度として財務諸表監査が先に存在していたので、このような記載になっているが、どちらが主であるということではない」とはっきりおっしゃったので、私は、それぞれは独立したものと受け止めた。そうであるならば、検証業務に統一しようということは、それだけで十分に独立したものであるもので、それだけで十分なのではないかと思われる。あえて、検証業務へ統一すること

が望ましい、その統一の留意点として財務諸表監査の受検を記載するのは、行き過ぎではないかと考える。強いて記載するのならば、最後のなお書きの一番最後くらいに、将来的にはこんなことも必要ではないかというくらいが、妥当ではないかと思う。

□ 「④ 財務諸表監査への取組み」については、強く削除を望む。今、将来的にはと言われたが、大事な話なのにもかかわらず、本WGではほとんど議論はされていないと思われ、それを本文中の項番4として入れることについては反対である。

□ 財務諸表監査について言えば、私も同様の印象をもっており、留意事項の4番目に取り上げるほどの議論はされていないと思っている。財務諸表監査が必要だと取り上げることは必要なかもしれないが、あえてこの部分で取り上げるということに疑問がある。

□ 財務諸表監査の取組みの部分の取扱いについて、皆様の御指摘もなるほどと思う部分がある。どこまで議論したのかという疑問が、提起されるだろうということは、何となく感じるところであり、この部分の取扱いは若干考えさせていただきたい。

□ 「③ 投資者への開示のあり方についての検討」であるが、この部分も大事と考えている。本WGでも「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ（以下、「信頼性向上WG」という。）」の中でも議論があったように、投資家目線で開示することが重要であると考えているが、投資家は証券会社がいろいろ行っていることがわからないと思われる。例えば、日証協監査や当局検査を数年に一度受検していることなどを、投資家はわからない。そういう意味で、我々も信頼性を向上していこうと努力しているということも、もう少し投資家にわかっていたらいいようなものにしていただきたい。もう少し開示に関して積極的に取り組んでいただきたいと考える。

□ せっかくこれだけの労力とコストをかけるわけであるので、やはり投資家に伝わるように開示をしていくことが望ましいと思っており、どのような形で開示すれば投資家により誤解のないように伝わるのかということも、日証協の中で議論していくことも必要なのではないかと考える。

□ 取りまとめの内容等について特段意見はないが、この「④ 財務諸表監査への取組み」については、もっともなことと考える。逆説的に、「財務諸表監査を受検することは、会計面からの適切な内部管理体制の構築に資すると考えられないので、将来的にも受検するように取り組むことが望ましくない」と考えられないのであれば、この記載は入れておくべきと考える。

□ 実務面、実態面で、大手証券や外資系証券と中小証券が同じ内容であるのは疑問を感じており、現実的な検証業務の内容をワーキング・グループ等で見直して、具体的にした上で実施していただきたいと考える。スケールが大きい、

小さいだけで中身は一緒と言われたら、かかる負荷は全然違う。

□ その部分は、本WGのミッションを超える範囲であり、コミットできる話では全くないが、まず規則があり、その規則をどう適用していくか、その適用する手法やソフトウェアの世界というのはいろいろあり得るのだと思う。それをルール化している方が望ましいケースもあれば、現場の知恵でやっていく方が望ましいということもあるのかもしれない。具体的な実務対応の部分の諸問題というのはいろいろあり得るわけで、これはまた別途検討されるのではないかと。それが筋論ではないかと思っている。ただ、現状、本WGのミッションではここは規則としか書きようがないわけである。要するに本WGは、監査の方法を考えるという、言い換えれば規則のあり方を考える、限定付きのミッションである。

■ もう少し詳しく説明をさせていただく。「規則等」としている趣旨であるが、参考として添付しているが、分別管理監査については、金商法 43 条の 2 というところで、金商業者が内閣府令で定めるところにより、公認会計士または監査法人の監査を受けなければならないと決まっていることである。ここで、「内閣府令で定めるところにより」となっており、最終的には金融庁が判断して決めることになる。

それでは、内閣府令に何が書かれているかという、内閣府令 142 条の中に、「金商業者はその所属する金融商品取引業協会（日証協）の定めるところにより、毎年 1 回以上定期的に公認会計士、または監査法人の監査を受けなければならない」ということであり、逆に言うと、この部分については当協会の自主規制規則で定めてよいと、現状では許容されているということであり、もしこれが不十分であるということであれば、金融庁が内閣府令を改正するということは当然あり得るという、そういう前提で考えなくてはならない。

それではこれに基づき規則がどのようになっているかというのが参考であり、まさにこの内閣府令を受けて、平成 13 年にこの規則が定められている。当該規則 2 条において、毎年 1 回以上、公認会計士協会の実務指針あるいは研究報告によって、分別監査を受け、また、報告書を提出するという仕組みになっているということであり、今回の御提言をいただければ、これを受けて、少なくともこの部分については書き方を検討していく必要があるという趣旨である。

したがって、「規則等」の中には、現状では会計士協会の実務指針、あるいは研究報告が含まれ、その中身も含めて会計士協会と御相談させていただくということが想定され、またその過程において、監査制度の改正等を踏まえた環境の変化や、証券会社の規模、業務内容に応じたコスト面での配慮というようなことについて、取り組んでいくということであり、この規則が許容されるかどうかは、最終的には金融庁の内閣府令で求める範囲に当たるかどうかということになるということである。

□ 検証業務への一本化について、二名の委員は一貫して強く反対しておられると理解している。

また、それ以外の委員におかれては、一名の委員は、筋としてはやむを得ないという御意見であり、残る委員の方々は、基本的に今日御提示している案に賛同されるという理解をしている。

そういう中で、取りまとめなければならないわけであるが、貴重な少数の御意見があるということは熟知している。ただ、やはり会議体としての提言はまとめざるを得ないということは、最低限御理解いただきたいと思う。

御意見としては3つあったと理解している。一つは、反対意見についてもう少しトーンアップすべきではないかという御意見、二つ目は、財務諸表監査の位置づけについて、ここまでの議論をしたかどうかについて不明であるので、削除もしくは著しくトーンダウンすべきではないかという、財務諸表に関する御意見、そして三つ目は、開示に関してもう少し踏み込んで、投資家がわからない状態は当然望ましくないので、そこをもう少し踏み込んで書くべきではないかという3つである。

そのほか御意見はなく、原案どおりということに理解したので、ただいまの3つの御意見を引き取らせていただきたいが、いかがか。

- 特に財務諸表に関しては、本日の会合で取りまとめに記載するかしないか、もし入れるとしたら、どういう形でどう入れるかについて、決めていただきたいと思う。
- 私は④について、記載することについて違和感はない。明示的な議論というよりは、やはり一体的に議論をしてきたということに記憶をしている。それに対してこの書きぶりは、それほど違和感のあるものとは思っていない。
- 私としては、大項目で取り上げるほど議論した記憶はない。ただ、全体の流れの中で、外部監査のこういう見直しの議論の中では、関連性がないということはないのではないかという認識である。
- 確かに我々の議論としてはしていないと思う。図表を基に説明をしていただき、その関連性を理解はしたが、それが今後必要なかどうかという議論はしていないと思うので、疑問を感じているところである。
- ④について、ここに記載することは適切だと考えている。主要先進国としてどうなのか、国内の金融業態としてどうなのか、またIMFが公表した金融セクター評価プログラム報告書において、3年以内に実施が必要だという項目に挙げられていること、こういった状況からすると、ここに「将来的に」ということで記述することは、極めて妥当なことであると考える。
- 私も、④の位置で、かつこの書きぶりによいと考える。「将来的には」、「望ましい」と書いてあること、なお書きの下に持っていくのでは、全体のまとまりもなく、本文の中に入れておいた方がよいと考える。議論があったかどうかについては、日本公認会計士協会より図表を示していただき、丁寧に御説明いただき、かなり不可分なものであるという認識を持っており、原案のとおりでよと感じている。
- 先ほどの財務諸表監査が「主」で、分別管理が「従」ではないかという質問に対し、どちらが「主」でどちらが「従」という関係ではないと説明させてい

ただいたのはそのとおりであるが、ただ、それぞれが独立した業務であるとは申し上げていない。顧客資産を監査する分別管理監査と、証券会社の資産を監査する財務諸表監査とは車の両輪であって、両方が並列し、また、共通する手続があつて、そこは不可分なものである。そういう意味では、監査する立場からすると、証券会社の全体を見ずに、顧客の分別されている資産だけを一部切り取って、その部分は大丈夫であると保証するのは大変リスクが高いことである。実際見ていないところでいろいろなことが起きているかもしれないのに、それを見ることなく一部について保証しなければならないということは非常にリスクが高い。そういう意味で、財務諸表監査受検について、将来的にそういう方向に進むという方向性は、ぜひとも取りまとめに入れていただきたいと考える。

□ 財務諸表監査については、先ほどもあったように、背景にある「車の両輪」という立てつけを鑑みれば、検証業務についても財務諸表監査とは密接不可分であるという観点で違和感がないと思われ、また、そういった観点で見えていただきたいと考える。

□ 繰り返しになるが、一番重要な検証業務について、先ほど申し上げたような状況であったこと、そして、今、財務諸表監査について御意見が出たこと、そして開示について御意見が出たこと、これを踏まえ、もう1回今の3点について検討させていただいた上で、今後、最終案をもう1度提示させていただき、最終的に御了解いただくという段取りで考えている。

□ 賛成ではあるが、財務諸表の取扱いについては、慎重に議論していただかなければならないと考える。将来的にとはいうものの、万が一、丸大証券のような大きな事件が起きた場合に、必ずここに収斂してくると思われる。そうすると、コスト面において現状よりもかなり大きな費用がかかってくると考えられ、地方の中小証券会社はもしかしたら消滅してしまうかもしれない。そうすると、その地域の投資家にマイナスの影響が起きる可能性もあるし、一方で公認会計士においても、証券会社の財務諸表監査は通常の企業とは違うので、地方になるとなかなか人手がない場合が十分考えられる。そうすると、大手の監査法人が入ることになり、費用負担が莫大になるということも考えられる。日本全体がこれから金融を広めていこうとする中で、地方証券の役割や、地方創生という大きな日本のテーマがある中、地方証券が消滅してしまつて本当にいいのかということも含めて、議論していただければありがたい。

□ 本来は、全体を含めた信頼という枠組みから考えるべきであると思っているし、信頼性向上WGで出た提言が消えてしまったのは残念である。今までの議論の中で、検証業務に一本化すれば丸大証券のような業者を牽制できると言われていたが、心配なのは、また何か起こった時に、当局検査、日証協監査、公認会計士による保証という担保も与えながら、また制度の不備ということで、再び規制の上に規制をかけるということになり、そのために業界全体が影響を受けることになるということである。

□ 御指摘は全くそのとおりであり、どんなに鉄壁にやつたとしても、何か起こ

ったときには全部崩れてしまうという経験を、残念ながらこの証券界は歴史的にずっと繰り返している。今から二十数年前、いわゆる証券不祥事が起きた。また、三十年くらい前には、投資ジャーナル事件などいろいろなことが起こった。例えば投資ジャーナル事件が起こる前までは、インサイダー取引という言葉は、法律にはあるけれども、日本にはそういうものはないのだと、新入社員の頃教わったわけであるが、それから全く世の中は変わってしまったわけである。法律違反とまではいなくても、いろいろな不祥事というものによって、規制とコンプライアンスのイタチごっこみたいになってしまう。これだけは本当に愚であると思う。

それからもう一つ、全国の会員業者の経営という大きな問題がある。本WGは自主規制会議の下部WGであって、経営を考えるのは証券戦略会議だという仕分けになってはいるが、そうはいても、自主規制の方でも当然そこは念頭に置かなければならない。例えば、かつてあったように反社システムへの対応等といったコンプライアンスに係るものは常にコストがかかる。重いコスト負担はできるだけ避けたいと、ずっと感じているところであるので、その点は重く受け止めつつ、いろいろなところでも喚起していきたいと思う。

■ 委員の方々には、長い間大変お忙しい中ご参加いただき、深く感謝している。また、特に公益の御立場からいろいろな御示唆をいただいた委員の方々にも深く感謝しているところである。専門的な知識を直接お伺いすることができ、誠にありがたく思っている。

本WGの主査には自主規制会議の委員も務めていただいております。今後、自主規制会議の場で御報告をいただくことになるが、報告書だけではなく、どのような議論があったかということはきちんとお伝えいただけたらと思う。いろいろ御議論いただいたが、つまるところ制度だけで解決するというものではない。それから、全体で見なければいけないというのも全く御指摘のとおりであると思う。今回御議論いただいたのは、やはり制度自体に信頼性がないのではないかと、そういう部分はできるだけいろいろ実情を考慮しながら、制度自体の持っている弱い部分と、信頼性を欠いている部分というのは、証券界自らが直していかないといけないということである。もしそれができなければ、国民全体の資産をお預かりするという証券界の責務があるので、自主規制としてできなければ、それは法令で規制されることになるという世界なのだろうと思われる。そういう中で、現実に即して制度自体の信頼を高めるといって、業界自体が持っている責任をうまく果たしていかなければならないと思っているところである。

最後になるが、いろいろな要請の中での非常に難しい会合をおまとめいただいた主査に深く感謝申し上げます。これから自主規制会議で御議論いただき、どういうふうに見直しを進めていくか。また、専門家である公認会計士協会の方々の御意見も伺わなくてはならない。また、日証協自身も今までの経験に即し、現実に即した規則改正のあり方をよく検討していきたいと考えている。先ほど

	<p>申し上げたように、国全体の制度の中での話であるので、監督当局ともよく相談しながら、ここに記載している留意点についてよく配慮しながら考えていきたいと考えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 会員の中でも理解の差が大変大きいと思われるので、今後しっかり丁寧に周知していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>5. その他</p>	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
<p>6. 本件に関する問い合わせ先</p>	<p>自主規制企画部（03-3667-8470）</p>